

課外活動団体の公認等について（学生委員協議会申合せ）

昭和63年5月9日 補導協議会決定
平成9年2月20日 一部改正
(平成9年4月1日 協議会名称変更)
平成14年4月1日 一部改正
平成28年11月2日 一部改正
平成29年9月6日 一部改正

1 本学における学生の課外活動団体（以下「団体」という。）のうち、会員が2学部以上にわたる団体の公認等については、この申合せにより取り扱うものとする。

2 団体とは、本学学生が自由意思により結成し、自由意思によって加入し、自主的に活動を行う体育系、文化系及び学術系団体をいう。

3 課外活動団体連合体（以下「団連」という。）とは、所属団体間の連絡調整をし、その活動の向上発展に寄与することを目的とする文化総部、体育会、学生会、応援団総部及びサークル連合をいう。

4 大学の公認を受けようとする団体は、団連の加入承認を受けた後、次の事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 顧問教員氏名
- (3) 代表者氏名
- (4) 設立趣旨
- (5) 規約
- (6) 会員名簿
- (7) 過去の活動実績
- (8) 団連の加入承認書
- (9) その他参考となる資料

5 学長は、団体から前項の書類の提出があったときは、学生委員協議会の了承を得て公認するものとする。

6 前項の規定により公認された団体（以下「公認団体」という。）は、毎年5月末日までに次の書類を学長に提出しなければならない。ただし、第4号については、前月の25日までに提出するものとする。

- (1) 年間計画書
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 顧問教員氏名及び会員名簿
- (4) 月間行事予定表

7 公認団体は、団体の名称、規約、役員及びその他の事項に変更が生じた場合又は解散するときは、別紙様式により速やかに学長に届けなければならない。

8 公認団体は、学外団体に加入し、又は学外の集会に参加しようとする場合は、別紙様式により学長に届けなければならない。

9 公認団体は、「国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、活動中の会員によるハラスメントを防止するよう努めなければならない。また、「未成年者飲酒禁止法」に基づき、未成年の会員が飲酒することを禁止し、活動の機会にその違反を招く会員があれば制止しなければならない。

10 大学は、公認団体が第6項から第9項までに定める義務を怠り、又は学内の秩序を乱し、若しくは社会的に批判を受けるような活動をしたときは、団連に対し適切な措置をとるよう指導するほか、顧問教員又は所属団連の意見を徴したうえ、学生委員協議会の議を経て、次の処置をとることがある。

- (1) 警告
- (2) 活動の停止

(3) 公認の取消し

11 顧問教員は、公認団体の活動に関し、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 活動方針に関する助言を行うこと。
- (2) 安全衛生面への配慮及び助言を行うこと。
- (3) 事故対応等における連絡調整を行うこと。
- (4) 各種届出書類の事前承認を行うこと。
- (5) 学生表彰に係る推薦を行うこと。
- (6) その他運営に関する助言を行うこと。

12 顧問教員は、公認団体を指揮監督する義務及び課外活動中の事故に関する責任を負わない。ただし、顧問教員が指導中に生じた事故で、顧問教員の過失又は安全配慮義務違反によるものについては、この限りでない。

13 その他、必要な事項については、その都度学生委員協議会の議により定める。

附 則

この申合せは、昭和 63 年 5 月 9 日から適用する。

ただし、適用日現在、公認団体として活動中の団体については、本申合せ第 5 項の規定により公認されたものとみなす。

附 則

この申合せは、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 11 月 2 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 29 年 9 月 6 日から適用する。